

## 電話勧誘から始まる医療用具等の高額契約にご注意を！

寒い季節が続くと腰やひざ等が痛むとお悩みの方も多いのではないのでしょうか。こうした人の弱みにつけこみ高額な医療用具を強引に売りつけられたという相談が相変わらず多数寄せられています。相談の半数以上は訪問販売によるもので、契約者の平均年齢は年々高齢化しています。

### 事例1

電話で「お灸する」と言われ了承した。一人暮らしで耳が遠いため電話での説明がよくわからず自宅でお灸してもらえるのかと思っていたが、訪問した業者から「このマットの上に横になると暖まり体に良い、15万円値引きする」と言われ35万円でマットを購入してしまった。よく考えると高額だ（66歳 男）

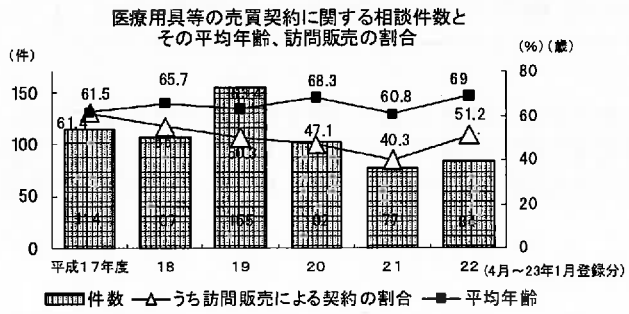
### 事例2

業者から訪問したいと突然電話があり承諾した。家族がいない時にやって来て「どんな病気でも治る。血管が広がって中のゴミを取り除く。商品を購入して元気になった人もいる。」などと2時間も説明され一向に帰る様子がなかったので、仕方がなく31万円でマットを購入した。使用してみたら血圧が上がり病院で処方箋をもらうほどになったためクーリング・オフを申し出たが担当者がいないと引き延ばされたあげく解約できないと言われた（87歳 女性）。

### アドバイス

- ・ 最初に電話をかけた後、自宅に訪問してきて契約を迫るというケースが多く見受けられます。突然の電話で相手の話をしっかりと聴き取り理解した上、内容を記憶しておくことはなかなか困難なことです。
- ・ 知らない相手からの電話は早々に切る、断る場合ははっきり「要りません」と言う、相手の話が不明な場合は家族や近所の人を側にいるときにもう一度かけ直してもらうなどして安易に勧誘に応じないようにして下さい。
- ・ もし契約してしまったときは、訪問販売であれば使用していても書面を受領してから8日間はクーリング・オフが可能ですし、長時間勧誘や強引勧誘などがあった場合は、クーリング・オフ期間を経過していても解約できる場合があります。
- ・ さらに、病気が治る、血圧にいい、など根拠のない効能などを伝えることは薬事法に抵触する可能性もあります。健康不安や持病がある方は、業者の説明を鵜呑みにすることなく主治医などに相談してから慎重に契約しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



岐阜新聞 H23. 2. 22掲載